

令和2年度 南大隅町議会定例会12月会議 会議録(第3号)

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和2年 12月 18日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	6番 水谷俊一君	10番 大久保孝司君
2番 松元勇治君	7番 日高孝壽君	11番 木佐貫徳和君
3番 津崎淳子君	8番 大坪満寿子君	12番 浪瀬敦郎君
5番 後藤道子君	欠 番	13番 大村明雄君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (7番)日高 孝壽 君 (8番)大坪 満寿子 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君
 (書記)土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田俊彦君	経 済 課 長	新保哲郎君
副 町 長	白川順二君	教育振興課長	上大川秋広君
教 育 長	山崎洋一君	税 務 課 長	川元俊朗君
総 務 課 長	相羽康德君	建 設 課 長	増田恭一君
支 所 長	川越貢君	町民保健課長	黒木秀君
会 計 管 理 者	打越昌子君	総務課課長補佐	中之浦伸一君
企 画 課 長	熊之細等君	総務課課長補佐	佐藤ひとみ君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課主幹	古殿裕一郎君
介護福祉課長	黒江鳴美君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和 2年 12月 18日 午前 10時 43分

議 事 日 程

- ・ 発言の取り消し

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件 |

(質疑・討論・採決)

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 9 | 議案第 32号 | 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第 10 | 議案第 33号 | 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 11 | 議案第 34号 | 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 12 | 議案第 35号 | 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 13 | 議案第 36号 | 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 14 | 議案第 37号 | 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 15 | 議案第 38号 | 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について |

▼ 開 会

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

ただいま後藤道子さんから 12 月 11 日の会議における発言について、会議規則第 60 条の規定によって適切でないと思われる、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、後藤道子さんからの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

- ▼ 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 認定第 4 認定第 4 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 認定第 5 認定第 5 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 認定第 6 認定第 6 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 認定第 7 認定第 7 号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 8 認定第 8 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 1 認定第 1 号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 8 認定第 8 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上 8 件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（津崎淳子さん）

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで8件の審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

当委員会では、9月24日、日程や審査方針等を協議・決定し、9月28日から10月19日まで現地調査を含め、実質7日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査いたしました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」求めた執行がされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内で、数値的にはおおむね健全な財政運営であると言えます。

実質公債費比率は、0.5ポイント増加し8.9となり、早期健全化基準の25.0には、まだ余裕があるとはいうものの、ここ数年増加傾向にあり、地方債残高も増加が続いています。

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率については、0.8%増加し、96.4%となっており、本町財政の硬直化が進んでおります。

増加の要因について、分子を構成する公債費が増加したことが大きな要因であるとの説明がありました。

総務課からは、交付税措置のある地方債の有効活用や自主財源確保、経常経費の削減に努め、緊張感を持ちながら中・長期的な視野に立ち、健全な財政運営にあたりたいとの考えが示されました。

今後も適正な財政管理を行い、健全財政確保のため、財源確保に努め、節度ある財政運営と質の高い行政サービスが提供できるよう、なお一層努力していただきたいです。

特別会計においては、多額の繰入れになっている状況は否めませんが、目的に沿った事業の執行で成果を収めていると認めるものであります。

それでは、審査の過程で受けた説明及び主な論議について、その概要を申し上げます。まず、

一般会計について。

総務課及び選挙管理委員会関係では、先ほど申し上げました財政健全化判断比率が、議論の大部分を占めたところであります。

合併算定替えの終了に伴う普通交付税の減少、それに関連する標準財政規模の減少、経常収支比率の増加、大型事業に伴う公債費の推移などが議論されたところであります。

また、不用額や繰越額の大きさに対する懸念や今後の財政運営に対する財政調整基金、減債基金増額の意見が出されました。

総務課からは、基金、地方債のバランスを見つつ厳しい認識を持ちながら財政運営にあたっていくとの回答がありました。

企画課関係では、ふるさと納税寄附金が一昨年2億2千5百万円から5千8百万円に、件数についても7,650件から2,045件に大幅な減少となっていることへの質疑に、返礼品

に対する規制が大きな要因と分析していると回答がありました。

RPA の取組みに対する質疑には、昨年度は職員研修で情報共有を行い、今後もさらに研修を重ね RPA 導入に繋げるとの回答がありました。

委員から、SDGs の取組みについて、情報発信をすべきとの意見が出されました。

税務課関係では、滞納繰越分の縮減に重点を置き、臨戸訪問を基本としながら、預貯金、所得税還付金、生命保険などの差し押さえを実施し、年度後半ではコロナウイルス感染症の影響を受けながらも滞納繰越分の徴収率は、町税、国保税を合わせ前年度対比 3.6%増となっている。

委員からは、コロナ禍の中で努力の跡が見える。今後も町民の公平性を保つためにも更なる徴収率向上に努められたいとの意見が出されました。

不納欠損に係る相続人不在に対する質疑では、懸念している事案と認識している。今後対策を検討したいとの回答がありました。

町民保健課関係の歳出決算の主なものについては、国保及び後期高齢特会への繰出金や大隅肝属広域事務組合への負担金、各種検診、予防接種等の委託料、塵芥収集、処理業務委託料等となっています。

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染症予防対策本部を設置し予防対策を講じていることの説明がありました。

子育てサポートリーダーに対する質疑では、拡充をしていきたいとの回答がありました。

農業委員会関係では、農地の貸し借りにおいて、利用権設定と農地中間管理機構についての質疑に対し、できる限り農地中間管理機構に移行させたいとの回答がなされました。

経済課関係では、バレイショそうか病対策として笹パウダーの実証を行っていること。人手不足の対応としてアシストスーツの導入支援策やドローンを使った薬剤散布の実験を行うなど、その可能性について検討していることが報告されました。

有害鳥獣対策及び猟友会に関する質疑も多く、狩猟免許登録申請手数料補助事業について、見直しを求める意見が出されました。

また、地域おこし協力隊について、継続性を考慮し、定住に繋がるようしっかりとした支援をするよう意見が出されました。

商工観光課関係では、旅行商品造成支援事業の仕組みについての質疑に、町内宿泊か町内で昼食をとる。地域密着の素材を盛り込む。町内交通事業者を利用する等の条件があるとの回答がありました。

スタートアップ事業補助金の支給についての質疑には、交付要綱を改正し最低 2 年は事業継続をすることを要件としたとの回答がありました。

観光施設の維持管理費に観光客から収入を得られないかとの質疑には、関係機関と協議を踏まえ前向きに検討したいとの回答がありました。

支所関係については、支所管理費の前年度比増額について、支所防災用自家発電装置の更新を行ったことが主な要因であるとの説明がされました。

歯科診療所の収支について、赤字の要因を問う質疑には、人口減による影響との回答がありました。

介護福祉課関係では、令和元年度の主な事業として、地区社会福祉協議会設置。高齢者等へのサービス支援の充実。障害者の自立支援。子ども・子育て世帯への支援策として令和元年 10 月から 3 歳以上の保育入所者の保育料無償化をスタートさせ、副食費についても助成事業を実施。高齢者元気度アップ事業の活用による介護予防等を実施したことなどが報告され、地区社協設置状況についての質疑がなされました。

教育振興課関係では、南大隅高校女子寮の活用状況を問う質疑に、今後、活用方法を検

討し、利用頻度を上げていきたいとの回答がありました。

家庭教育学級については、各学校において、他の事業と併せるなど創意工夫しながら取り組んでいるとの説明に、子育ての中で必要な部分であり利用拡大を推進されたい旨の意見が出されました。

建設課関係では、農道補修 2 件、側溝補修 1 件、町道維持補修は橋梁を含め 13 件、新設改良 4 件、河川改修 1 件、海岸堤防防砂柵設置 1 件、港湾照明灯取替補修 1 件等、生活環境整備を実施し、町道及び農業用施設 4 件の災害復旧を行ったとの説明がありました。

一般会計全般を通じて、不用額が多額に上がっていることから、予算の効率的執行にも影響を及ぼすものと考えられる。各課の審査においても質疑や意見が多く出されました。

執行機関での検討を強く求めたいです。

次に、特別会計について。

国保事業特別会計については、歳入で対前年度比 7.5%増、歳出では対前年度比 8.8%増となっており、安定した財政運営に資するため基金の積み増しを行っています。

しかしながら、国保財政は、厳しいものがあり、保険給付費の適正化に努め、ジェネリック医薬品を推進し、医療費の抑制に努めているとの説明を受けました。

特定検診の受診率についての質疑では、特別交付金の基礎になることから、受診率アップに努力していきたいとの回答がありました。

簡易水道事業特別会計では、令和 2 年度から上水道事業への移行に伴い 3 月末での打ち切り決算であり、収入未済・未払いについては、上水道事業へ引継ぎ処理するとの説明を受けました。

診療所事業特別会計では、対前年増額の決算について、公債費の増と電子内視鏡システムの更新が主な要因であるとの説明がありました。

介護保険事業特別会計では、居宅介護や施設入所者に係る生活支援及び介護者の負担軽減が図れるよう事業を展開した旨の説明があり、介護保険対象者いわゆる 1 号被保険者 3,588 名中、要支援を含む認定者数は 740 名との説明がありました。

今後の事業運営についての質疑では、次期計画期間である 8 期介護保険事業計画の中での保険料設定は、現状維持を見込んでいるが、給付費の状況を見極めて判断するとの回答がありました。

下水道事業特別会計では、国庫補助金で農業集落排水事業伊座敷地区機能診断業務委託を実施し、今後、最適化整備構想計画策定につなげていく旨の説明がありました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で対前年度比 0.9%減、歳出では対前年度比 0.6%減と、ほぼ前年並みとなっています。

保険料については、税務課と連携しながら徴収率向上に努めているとの説明がありました。

長寿健診で待ち時間に座る場所がないことに関する質疑に、椅子を準備し対応した。さらに改善をしてゆく旨の回答がありました。

現地調査では、多数の事業の中から 10 件を選定して現地に赴き担当課の意見も聞きながら審査しました。

子育て応援センターみなまあるにつきましては、関係性や情報提供を考慮し、町独自に対象年齢を 18 歳までに引き上げていること、令和元年度の相談件数が 278 件あった等の報告がありました。

委員からは、各方面との連携と更なる体制の充実を求める意見が出ました。

その他の現地調査では、個別の意見は現地において担当者へ伝えましたが、概ね良好に事業執行されていると認めました。

以上、審査の経過と主な意見を申し上げますが、全体的には議会の議決した目的に沿

って執行され、成果を収めていると判断しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき後年度の予算や行政執行に生かされるべきものであります。

地域の特性や資源を活かした取組など、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感できる施策が求められています。南大隅町が目指す「子や孫と一緒に暮らせる町づくり」を実現する為に、各種施策を展開され一層の弛まぬ努力を強く期待します。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの8件について、全会一致で認定すべきものと決定しました。

尚、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討するとされた事案については速やかな対応を期待します。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

全 員 起 立

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和元年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求

める件は、認定することに決定しました。

認定第2号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上7件、一括して質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、認定第2号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、認定第2号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第3号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、認定第3号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第4号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

▼ 日程第9 議案第32号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）について

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第32号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 33 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 10 議案第 33 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 11 議案第 34 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 11 議案第 34 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2

号) については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 12 議案第 35 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 12 議案第 35 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 13 議案第 36 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 13 議案第 36 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 14 議案第 37 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 14 議案第 37 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 15 議案第 38 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 15 議案第 38 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 16 議案第 39 号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 16 議案第 39 号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 39 号は、南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件であります。

本件は、公職選挙法の改正に伴い、南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動に関する自動車、ビラ、ポスターの公費負担が可能となったため制定するものであります。

地方議員のなり手不足対策、及び候補者間の選挙運動の機会均等を図るものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 17 議案第 40 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 17 議案第 40 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 40 号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件についてであります。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の改正により、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げることに伴い、所要の改正を行うものです。

ご審議ご決定方、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 18 議案第 41 号 請負契約（大泊海浜公園多目的交流施設建設工事）の契約について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 18 議案第 41 号 請負契約（大泊海浜公園多目的交流施設建設工事）の契約について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 41 号は、「請負契約（大泊海浜公園多目的交流施設建設工事）の締結について」議決を求める件についてであります。

本件は、大泊海浜公園多目的交流施設建設工事の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、大泊海浜公園多目的交流施設建設工事、
- 2 工事場所は、南大隅町佐多馬籠地内、
- 3 契約の方法は、条件付一般競争入札、
- 4 契約金額は、2 億 2 千万円、
- 5 契約の相手方は、
瀬戸山・成武特定建設工事共同企業体、
代表者は、鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3316 番地、
株式会社瀬戸山組 代表取締役 福谷正剛でございます。
よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（後藤道子さん）

今回なぜ、条件付の一般競争入札をされたのか理由をお聞かせください。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

教育振興課長（上大川秋広君）

なぜ、一般競争条件付かということですが、南大隅町規則第2条及び南大隅町建設工事条件付一般競争入札実施要綱の第2の規定に基づき実施しました。

本工事は、建設工事1億円以上であることから、条件付一般競争入札の対象事業となるということで実施いたしました。

5番（後藤道子さん）

その為に1社というふうになったというふうには考えられますが、一般競争入札ではいけなかったのでしょうか。

教育振興課長（上大川秋広君）

参加資格の主なものといたしまして、住所要件については、鹿児島県内に主たる営業所を置く企業。

代表者は、平成31年、32年度鹿児島県建設工事入札参加資格において建築工事のA級に格付されている者。

構成員は、令和2年度南大隅町建設工事格付名簿において、建築工事C級以上に格付されているものということですのでございますのであります。

議長（大村明雄君）

ありませんか。

5番（後藤道子さん）

（「今回までですね。3回まで。」との議長より声あり。）

1社のみの入札ということだったんですね。

教育振興課長（上大川秋広君）

町内の結果的には1社です。

参加資格に入っている方々は町内業者は4社になります。あと県内の方々は99社が対象となるようになっております。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号 請負契約（大泊海浜公園多目的交流施設建設工事）の契約について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号 請負契約（大泊海浜公園多目的交流施設建設工事）の契約について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第 19 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第 19 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 123 条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

12 月会議において議決されました、議案等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

令和2年度議会12月会議終了に伴い、一言お礼を申し上げます。

12月10日から本日18日まで9日間の日程でありましたが、単行議案、条例の制定をはじめ、一般会計補正予算、特別会計の各議案、また令和元年度歳入歳出決算の認定についてお願いいたしました全ての議案を原案どおり可決いただき誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、今回8名の議員からミカンコミバエ対策、地域おこし協力隊、財政運営、サツマイモ基腐病防除対策、庁舎建設事業、SDGsの取組み、避難所運営、コロナ禍におけるイベント計画、観光地の在り方、馬毛島問題、福祉施設、道路改良、ネッピー・みさきちゃん基金、私の進退等、幅広い業務に対し多くのご質問をいただき、本町の今後における振興策が議論されたところでございます。

今回、私は一般質問で令和3年4月の町長選挙には出馬しない考えを表明しましたが、任期中は引き続き、町民の皆さまの声に耳を傾け、町政発展のため、誠心誠意頑張っていく考えであります。

最後になりますが、議員各位が益々ご健勝で良いお年をお迎えいただき、引続き、本町発展のためご指導ご尽力賜りますようお願い申し上げ、令和2年度定例会12月会議終了のお礼といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、令和2年度南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散 会 : 令和 2年 12月 18日 午前 10時 43分